

(二) 所謂三割増賃の事

労働運動者はしきりに在阪住友工場之三割増賃といふことを宣傳して居るが、これは單に歩合を本給に組入れたことを曲解した例の所謂宣傳にして何等實收を増加せし眞實の昇給をしたのではない、例へば一圓の定賃の人が二圓の實收あり十割の歩が掛かる場合に二圓の實收は動かさずに定賃だけ三割増して一圓三十錢とし歩が六割弱掛かることにしたのであつて只だ退職手當、特別保護金等に影響する様にしただけである此れを本當の増給の如く云つて労働者諸氏を迷はすのは甚だ怪しからんことである

當所は實收と本番賃金との差のあるものでもその差が左程多くはなく大体六、七割位にして適當の歩合を保つて居るから歩合の繰入を爲すことは出来ないけれども大阪の歩合繰入に相應することをしたい、其方法として特價品を廢止し其値違金を賃金に繰入れ特價米の値違金をも退職手當其他の給與に加算することに改正することにした次に之れを説明する而して此改正は以下述ぶる他の改正と共に十一月分より實施する

(二) 特價品制度廢止並に其値違金を賃金に組入の件

特價品の制度は戰時物價の急變に依る生活上の影響を少くする目的で一時的の救済として創設せられたものだが近年物價漸く安定し其必要を減じたのみならず本制度に付ては從來之に伴ふ種々の弊害からぬを認めためたので今度之を廢止し